（譲与）

第九条　大臣等は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる物品を譲与することができる。

一　復興庁の所掌に係る事務又は事業に関する施策の普及又は宣伝を目的として印刷物、写真その他これらに準ずる物品を配布するとき。

二　教育のため必要な印刷物、写真、標本用物品その他これらに準ずる物品を地方公共団体その他適当と認められる者に譲与するとき。

三　研修若しくは試験又は委託に係る試験研究等のため必要な印刷物、写真、標本用物品その他これらに準ずる物品を、研修若しくは試験を受ける者又は委託に係る試験研究等を行う者に譲与するとき。

四　予算に定める交際費、報償費又は褒賞品費をもって購入した物品を記念、報償又は褒賞のため贈与するとき。

五　生活必需品、医薬品、衛生材料その他の救じゅつ品を災害による被害者その他の者で応急救助を要するものに対し譲与するとき。

（譲与の申請）

第十条　大臣等は、前条第二号、第三号又は第五号の規定による物品の譲与を受けようとする者から、次に掲げる事項を記載した申請書を提出させなければならない。ただし、大臣等が、その必要がないと認めるときは、申請者から申請書を徴しないことができる。

一　申請者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所

二　譲与を受けようとする物品の品名及び数量

三　譲与を必要とする理由

四　その他参考となる事項

（譲与の承認）

第十一条　大臣等は、前条の規定による譲与の申請書を受理したときは当該書類を審査し、譲与を承認する場合は次に掲げる事項を記載した承認書を交付し、譲与を承認しない場合はその旨を記載した通知書により申請者に通知するものとする。

一　譲与物品の品名及び数量

二　譲与目的

三　譲与期日及び引渡場所

四　譲与に際して条件を付する必要があると認めるときは、その条件

（受領書）

第十二条　大臣等は、物品を譲与するときは、当該物品の譲受人から次に掲げる事項を記載した受領書を提出させなければならない。ただし、大臣等が、その必要がないと認めるときは、譲受人から受領書を徴しないことができる。

一　譲与物品の品名及び数量

二　譲与条件に従う旨

附　則

この庁令は、公布の日から施行する。

規　則

人事院は、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）の施行に伴い、及び国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）等に基づき、復興庁設置法の施行に伴う関係人事院規則の適用の特例等に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年二月十日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則一―五七

人事院規則の適用の特例等に関する人事院規則

（復興庁が廃止されるまでの間における人事院規則の適用の特例）

第一条　復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる規則の規定の適用については、同欄に掲げる規則の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

規則八―一二（職員の任免）	第九条第四項	規定する機関	規定する機関、復興庁
	第三十条第一項第一号	及び各府省	、各府省及び復興庁
	第四十八条第一項	機関	機関、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十五条第一項の復興推進委員会
	第五十五条第一号イ	規定する機関	規定する機関、復興庁
	第五十五条第一号ロ	第十七条第一項	第十七条第一項、復興庁設置法第十三条第一項、第十五条第一項及び第十七条第一項
規則九―一二三（本府省業務調整手当）	第二条	次に掲げる組織	次に掲げる組織及び復興庁（復興局を除く。）に置かれる職
	第三条	次に掲げる業務	次に掲げる業務並びに復興庁の青森事務所及び茨城事務所の業務
規則一〇―九（民間派遣研修）	第四条第二号	内閣府	内閣府、復興庁
規則一一―四（職員の身分保障）	第十一条	機関	機関、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十五条第一項の復興推進委員会
規則一四―二一（株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等）	第二条第一項	内閣府	内閣府、復興庁
規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）	第七条第一号チ	内閣府	内閣府、復興庁
規則二一―一（交流基準）	第二条第二項第一号	内閣府	内閣府、復興庁
	第二条第二項第二号	第十七条第一項	第十七条第一項、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十三条第一項及び第十七条第一項

2　復興庁が廃止されるまでの間における規則九―七（俸給等の支給）別表の規定の適用については、同表中「内閣府を」とあるのは「内閣府及び復興庁を」と、「

消費者庁
復興庁

」とあるのは「消費者庁」とする。